

# 全国がん登録 届出マニュアル 2016

国立がん研究センターがん対策情報センター  
全国がん登録データセンター準備室



国立がん研究センター  
がん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services



本書「全国がん登録 届出マニュアル2016」は、がん登録等の推進に関する法律（法律第111号、平成25年12月13日公布）が定める、病院等の管理者が、原発性のがんについて、当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出る情報の作成にあたり必要な事項をまとめたものです。

第1章：届出の対象と方法

第2章：届出項目について

第3章：死亡者新規がん情報に関する通知に基づく届出  
付録

# 第1章：届出の対象と方法



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

- 届出の対象
  - 届出の必要ながんの種類
  - 届出の必要な患者
  - 届出の必要な病院等→詳細は都道府県担当課に照会
  - …全国がん登録と患者さんからの質問
- 届出情報の作成と届出方法
  - 届出情報の作成
  - 届出の期間
  - 届出の時期
  - 届け出るところ→詳細は都道府県担当課に照会
  - 届出情報の提出形式
  - 届出の方法
  - 届出の取消、修正について

# 届出の必要ながんの種類



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

1. 悪性新生物及び上皮内癌
2. 髓膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中核神経系に発生した腫瘍（前号に該当するものを除く。）
3. 卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。）
  - 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍
  - 境界悪性漿液性のう胞腺腫
  - 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍
  - 境界悪性乳頭状のう胞腺腫
  - 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫
  - 境界悪性粘液性のう胞腫瘍
  - 境界悪性明細胞のう胞腫瘍
4. 消化管間質腫瘍（第1号に該当するものを除く。）

# 届出の必要な患者



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

- 初回の診断とは
  - 入院・外来を問わず、自施設において、当該腫瘍について初診し、診断及び／又は治療等の対象となった腫瘍が届出の対象です。
- 診断とは
  - 当該病院等が、当該患者の疾病を「がん」として診断及び／又は治療等の診療行為を行っていること。
  - 画像診断、血液検査、尿検査、肉眼的診断、及び臨床診断を含みます。

転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含みます。この場合、転移又は再発に関する情報ではなく、原発性のがんに関する情報を届け出ます。



- 多重がん
  - 当該病院等において、ある患者について、過去に届出をした原発性のがんとは異なる原発性のがん（多重がん）を初めて診断及び／又は治療等の診療行為を行った場合、届出が必要です。

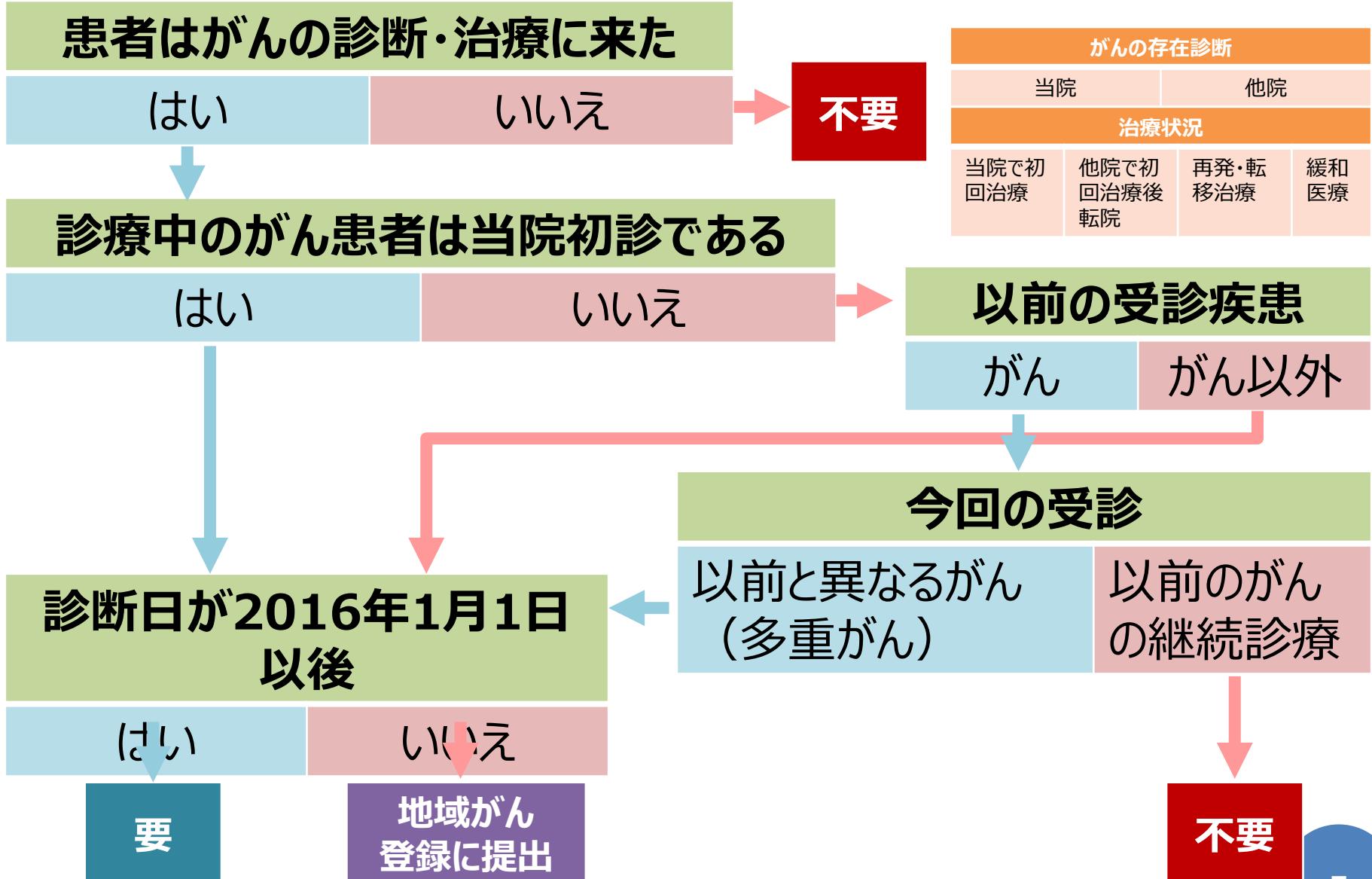
本マニュアルでは、同じ患者に、2つ以上の独立した届出対象の原発性のがんが発生した場合を多重がんと定義します。

- 届出の不要な患者
  - 当該病院等が過去に届出をした原発性のがんから転移又は再発したがんに対して、同病院等で診断及び／又は治療等の診療行為を行った場合、改めて届け出る必要はありません。

# 届出の必要な患者 判断チャート



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services



# 届出の必要な病院等



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

- 病院には例外なく届出義務がある
- 都道府県知事により指定された診療所には届出義務がある
  - 指定を受けていない診療所からの届出は受理しない
  - 指定を受けていない診療所は、死亡者新規がん情報に関する通知に基づく「遡り調査」の対象としない

# 届出情報の作成



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

## 例

自施設で初回治療をせず、他施設に紹介又はその後の経過不明

自施設で初回治療を開始

他施設で初回治療開始後に自施設に受診して初回治療を継続

他施設で診断、初回治療終了後自施設を受診

剖検で初めて発見されたがん

## 情報の作成時期

- ・他施設に紹介時
- ・患者来院中断が明らかになった時

- ・計画された一連の初回治療の終了時
- ・初回治療方針「経過観察」の決定時

- ・計画された一連の初回治療の終了時

- ・自施設受診時

- ・診断確定時

# 届出の期間と届出の時期



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

- 一定の期間内の届出の義務づけ
  - 当該がんの診断年の翌年末まで

診断日	届出期限
2016年1月10日	2017年12月31日
2016年12月28日	
2017年1月5日	2018年12月31日

- 届出の時期

病院等の別	2016年診断例の推奨届出時期
がん診療連携拠点病院	2017年8月末日まで
その他の院内がん登録実施病院等	2017年9月末日まで
上記以外	2017年12月末まで隨時

# 一定の期間内に届出がなされなかつた場合

## 都道府県知事が届出の勧告

都道府県知事が、病院の管理者に対し、期限を定めて届出義務違反に係る届出を**勧告**することができる

→3章の通知が勧告に相当

## 勧告に従わない病院を公表

都道府県知事は、勧告を受けた病院の管理者が勧告に従わなかつた旨を、県のホームページや県報等で公表できる

診療所に対しては適用されない

# 届出情報の提出形式



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

- 全国がん登録にどう対応する？
  - 院内がん登録を実施
  - 全国がん登録にデータベースで対応
  - 全国がん登録に、紙ベースに近い業務で対応

国立がん研究センター提供

- 院内がん登録支援Hos-CanR Plus
  - 全国がん登録項目対応
- 全国がん登録対応Hos-CanR Lite
  - 2015年11月公開→医療機関から利用申込
- 電子届出票（pdfファイル）
  - 2016年1月4日公開予定

Plus等で  
対応

Lite等で  
対応

ソフトを使わ  
ず対応

# 届出情報の提出形式



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

- 全国がん登録届出支援サイト
  - 届出申出書（pdfファイル）の作成
  - 院内がん登録情報からの届出用csvファイルの暗号化ツール
  - 電子届出票（pdfファイル）の作成

がん情報サービス

検索

TOP > がん登録・統計 > がん登録 > 全国がん登録 > 病院・診療所向け情報

# 全国がん登録届出支援サイト



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

全国がん登録届出支援サイト 当サイトは「がん登録推進法」に基づく届出を安全かつ効率的に行うための電子届出ファイルを配布しています。

## 電子届出ファイルのダウンロード

1 都道府県を選択してください

01 北海道 ▼

2 病院・診療所を選択してください

北海道 B B B 病院

検索

北海道 A A A 病院  
北海道 B B B 病院  
北海道 C C C 病院  
北海道 D D D 病院  
北海道 E E E 病院  
北海道 F F F 病院  
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 北海道 4 5 6 7 8 9 0 1 2

次へ

自施設の都道府県を選択します。

自施設の名称の一部で検索し、選択します。

自施設が見つからない場合、ご利用いただけません。都道府県の担当課にお知らせください。

次へ

# 全国がん登録届出支援サイト



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

The screenshot shows a Windows desktop with a browser window open to the 'National Cancer Center Cancer Registration Submission Support Site'. The page title is '電子届出ファイルのダウンロード' (Download of Electronic Submission File). It includes instructions for entering a password, a password field with masked input, and a note about password requirements. Step 3 shows a 'Download' button. A large blue arrow on the left points to the download button with the text 'ダウンロードします。' (I will download).

ダウンロードします。

電子届出ファイルのダウンロード

1 任意のパスワードを入力してください

\*\*\*\*\*

パスワード条件  
8文字以上の長さ / 英字を含む / 数字を含む / 特殊記号を含む

※このパスワードはダウンロード後にファイルを開く際に必要となりますので、  
紛失しないように大切に保管願います。

2 確認のため、同じパスワードを再度入力してください

\*\*\*\*\*

3 ダウンロードボタンを押してください

ダウンロード

前ページへ戻る

Copyright (C) 2015 国立研究開発法人国立がん研究センター

pdfを保存するパスワードを設定します  
(Acrobat Reader が必要です)

セキュリティ強固な条件を満足するパスワードのみ設定可能です。

パスワードの確認をします

NCR\_ENTRY.pdfで行う操作を選んでください。

サイズ: 11.3 MB

サイト: NCR\_EN

ファイル名称は自動発行されます。  
変更せずに、保存してください。

開く(O)

ファイルは自動保存されません。

保存(S)

名前を付けて保存(A)

キャンセル

# 電子届出票の作成



電子届出票は申出書（1ページ）と届出票（10ページ）で構成されています。

ダウンロードして保存したpdfファイルを、ご自身で設定したパスワードを入力して開きます。

添付ファイル

名前  
20150401.CSV  
20150501.CSV

発行日付

全国がん登録 届出送付票

届出票入力  届出票添付

届出票の説明欄

病院名称を入力してください。

病院等の名称	○○病院 (全半角40文字)
病院の所在地	○○県○○市○○町○丁目 1 2 3 (全半角40文字)
管理者氏名	○○ 一郎
届出担当者氏名	△△ 次郎
届出担当者メールアドレス	XXX@YYY.ZZZ
届出担当者電話	00-0000-0000
届出担当者FAX	99-9999-9999
全国がん登件数	
添付ファイル数	

届出申出書

全国がん登録届出票①

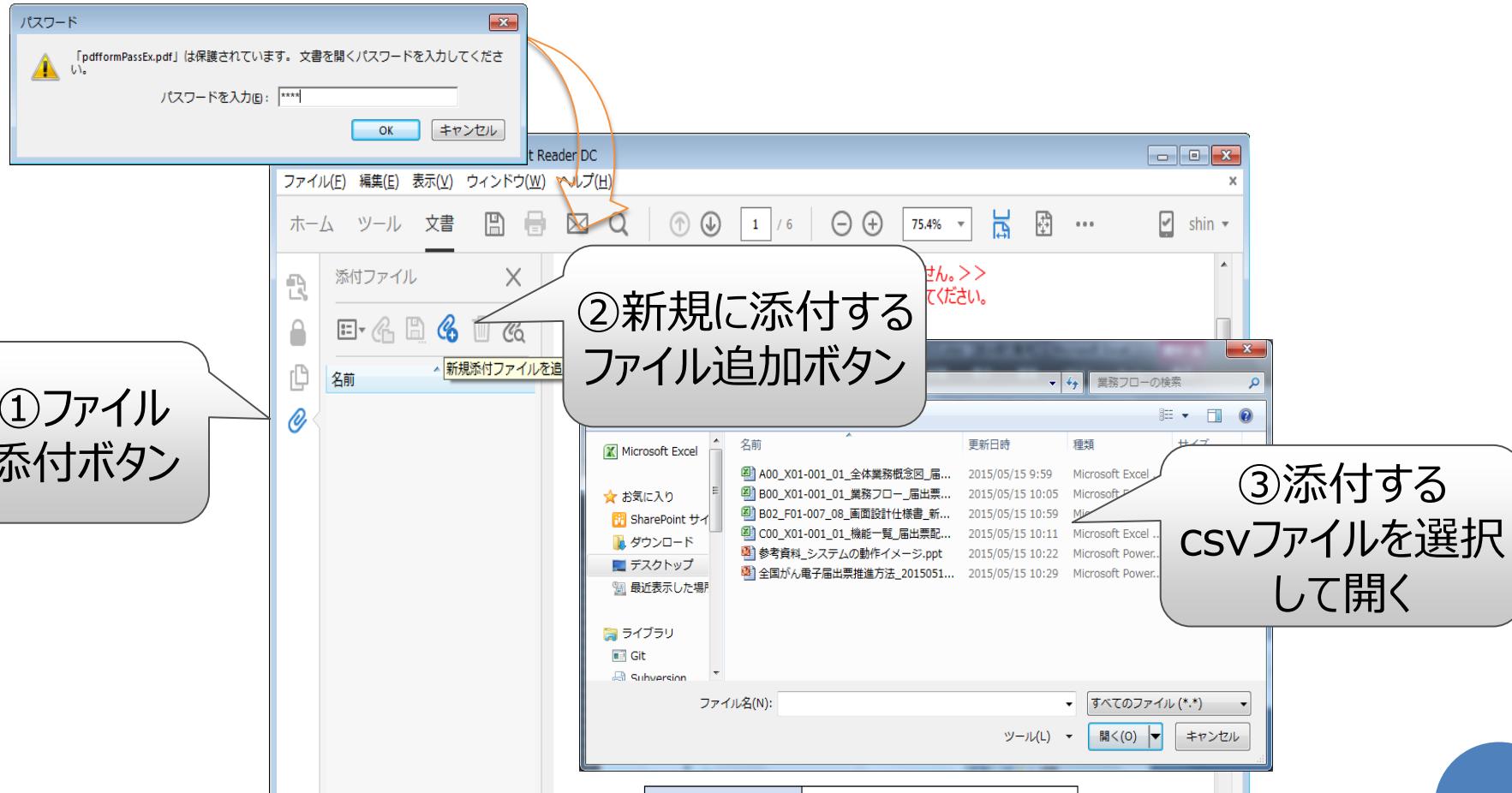
チェックすると入力ができるようになります。

①病院等の名称	○○病院 (全半角40文字)
②診療録番号	
③カナ氏名	シ (全角カナ10文字)
④氏名	メイ (全角カナ10文字)
⑤性別	<input type="checkbox"/> 0.男性 <input type="checkbox"/> 1.女性
⑥生年月日	<input type="checkbox"/> 0.西暦 <input type="checkbox"/> 1.明治 <input type="checkbox"/> 2.大正 <input type="checkbox"/> 3.昭和 <input type="checkbox"/> 4.平成 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日
⑦診断時住所	
腫瘍の種類	<input type="checkbox"/> 1.右 <input type="checkbox"/> 2.左 <input type="checkbox"/> 3.両側 <input type="checkbox"/> 7.側性なし <input type="checkbox"/> 9.不明
⑧原発部位	
⑨病理診断	
⑩診断施設	<input type="checkbox"/> 1.自施設診断 <input type="checkbox"/> 2.他施設診断
⑪治療施設	<input type="checkbox"/> 1.自施設で初回治療をせず、他施設に紹介またはその後の経過不明 <input type="checkbox"/> 2.自施設で初回治療を開始 <input type="checkbox"/> 3.他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続 <input type="checkbox"/> 4.他施設で初回治療を終了後に、自施設に受診 <input type="checkbox"/> 8.その他
⑫診断根拠	<input type="checkbox"/> 1.原発巣の組織診 <input type="checkbox"/> 2.転移巣の組織診 <input type="checkbox"/> 3.細胞診 <input type="checkbox"/> 4.部位特異的腫瘍マーカー <input type="checkbox"/> 5.臨床検査 <input type="checkbox"/> 6.臨床診断 <input type="checkbox"/> 9.不明
⑬診断日	<input type="checkbox"/> 0.西暦 <input type="checkbox"/> 4.平成 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日

届出票 1 ~ 10

## PDFファイルのファイル添付機能を利用します。

・添付されたファイルはPDFに設定されたパスワードで暗号化されて保存されます。



# 届出の取消、修正について



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

届け出られた登録室にご一報ください。

全国がん登録届出票等による修正届出は不要です。

「がんではなかった」

届出後に、紹介先の病院等から「がんではなかった」の情報が提供される場合が考えられます。このような場合、届け出られた登録室にご一報ください。

# 第2章：届出項目について



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

- 届出項目の概説
  - 全国がん登録届出項目一覧
  - がん治療、初回治療の定義
  - 進展度について
  - 全国がん登録届出項目詳細
- 患者基本情報
- 腫瘍情報
- (自施設で行った) 初回の治療情報
- 届出時の状況
- その他
  - 備考

- 全国がん登録における、がん初回治療の定義
  - 当該がんに関する最初の診断に引き続き行われた当該がんの縮小・切除を意図した治療のうち、診療計画等に記載されたもの
  - 経過観察が計画された場合、又は治療前に死亡された場合は経過観察という行為を初回治療に含む
  - 造血器腫瘍以外の悪性腫瘍と造血器腫瘍の定義が異なる
- 治療の分類
  - 当該がんの縮小・切除の効果をもたらす主な手段が外科的なのか、鏡視下なのか、内視鏡的なのか、放射線なのか、薬物なのか、内分泌なのか、それ以外（その他）なのかで分類

- 進展度

がんが原発巣からどこまで拡がっているかを分類する最も基本的ながんの病期の分類方法

進展度は、5つの主な区分からなります。

- 上皮内
- 限局
- 所属リンパ節転移
- 隣接臓器浸潤
- 遠隔転移

- 進展度区分の定義適用の例外

- 悪性リンパ腫とカポジ肉腫

# 進展度



区分	治療前	術後病理学的
400 上皮内	届出項目の概説「進展度について」参照	
410 限局		
420 所属リンパ節転移		
430 隣接臓器浸潤		
440 遠隔転移		
660 手術なし又は術前治療後	区分なし	<ul style="list-style-type: none"><li>当該がんの手術が自施設で行われなかった場合、適用します。</li><li>進展度・治療前の診断後、手術の前に、初回の治療が開始された場合、適用します。</li></ul>
777 該当せず	白血病、多発性骨髓腫（局在コードがC42.0又はC42.1）の場合、適用します。	
499 不明	原発巣が不明（局在コードがC80.9）の場合、適用します。	



- 診断施設

「がん」と診断された（陽性であった）検査を、他施設での検査も含めて時系列に並べたときに、最も確からしい検査（最も確からしい検査が複数回行われている場合、より早い日に行われた検査）が

- 自施設に受診後に実施された場合
- 自施設に受診前に実施された場合

自施設診断

他施設診断



## ● 診断根拠

“がん”と診断する根拠となった最も確からしい根拠（検査）をその検査とするか、については、以下のうち、もっとも数字の小さい検査を選択する。

- 1 原発巣の組織診陽性（病理組織診によるがんの診断）
- 2 転移巣の組織診陽性（病理組織診によるがんの診断）
- 3 細胞診陽性（病理組織診ではがんの診断無し）
- 4 部位特異的腫瘍マーカー※（によるがんの診断）
- 5 臨床検査（画像診断も含む）（によるがんの診断）
- 6 臨床診断（によるがんの診断）
- 9 不明

※ AFP、HCG、VMA、免疫グロブリンの4マーカー限定

- 診断日
  - 1.自施設診断のときは自施設診断日
  - 2.他施設診断のときは当該腫瘍初診日
    - 自施設診断日
      - 項目「診断施設」が「1 自施設診断」のとき、自施設に受診後に実施され、「がん」と診断された検査のうち、最も確からしい検査の検査日
      - 生前に存在が疑われていなかったがんが死体解剖によりはじめて診断された場合は、死亡日を自施設診断日とする。
    - 当該腫瘍初診日
      - 項目「診断施設」が「2 他施設診断」のとき、当該がんの診断や治療のために、初めて患者が自施設を受診した日。

- 全国がん登録における全国の同一人物の照合に役立つ情報をお知らせください。

例えば、

- カナ氏名、氏名に関すること  
　　ミドルネーム、通称、文字化けの元の文字ヒント  
　　(例：“・”元→“・”は“一点しんによう”の辻)
- 性別に関すること
- 診断後の住所の異動に関すること
- 紹介元、紹介先病院等に関すること
- 既往のがんに関すること
- 当該がんの詳細な病理診断に関すること

# 第3章：死亡者新規がん情報に関する通知に基づく届出



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

- 死亡者新規がん情報とは
  - 全国がん登録情報と死亡者情報票と照合し、その結果判明した、全国がん登録データベースに記録されるべき情報であって、死亡者情報票によって新たに把握されたがん情報
- 死亡者情報票とは
  - 死亡届・死亡診断書のこと
- 死亡者新規がん情報に関する通知に基づく届出
  - 死亡診断書を作成した病院等に対し、法律に基づく一定の期間内に当該がんに関する届出が行われなかつたものとして、遡って届出を求める。従前の遡り調査。

- 付録 [ 1 ] 法令集
- 付録 [ 2 ] 一覧：国際疾病分類腫瘍学第3版（一部改正2012）の性状コード2又は3の組織型及び和名
- 付録 [ 3 ] 一覧：国際疾病分類腫瘍学第3版（一部改正2012）の局在コード及び和名
- 付録 [ 4 ] 一覧：その他の政令で定める疾病に対応する国際疾病分類腫瘍学第3版（一部改正2012）の組織型、性状、局在コード及び和名
- 付録 [ 5 ] 一覧：標準的な院内がん登録項目から全国がん登録への提出形式

- 秘密保持義務

病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。（法第28条第7項）

→違反した場合は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する（法第55条）

- その他の義務

病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。（法第29条第7項）

# 届出の方法（当面※1）



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

- セキュリティに配慮した方法で、病院等から都道府県の登録室に移送されなければなりません。

形式	種類	ファイルの暗号化	移送方法（※2,3）
電子情報	院内がん登録CSVファイル	全国がん登録届出支援サイトで提供する電子ファイル暗号化ツールの利用	追跡サービス付き配達の利用
	電子届出票pdfファイル		
紙情報 (信書)	電子届出票の印刷物（※4）		
	OCR専用用紙（※5）		



- ※1 厚生労働省は届出情報及び移送の電子化を推進しており、オンラインによる届出体制の整備を検討しています。オンラインによる届出体制が整備された場合は、紙情報や配送の利用ではなく、オンラインによる届出を推奨します。
- ※2 電子ファイルを記録する外部記録媒体の種類の指定はありません。
- ※3 厚生労働省の確認を受けた都道府県では、都道府県独自に保有しているオンライン回線の利用も可能です。
- ※4 病院等で電子届出票を作成するPCに外部記録媒体を接続できない等、電子ファイルでの届出が困難な場合、作成したpdfファイルを印刷して紙情報の届出が可能です。
- ※5 電子届出票の作成の対応が難しい場合、提供します。